

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和4年度～令和13年度
(2022年度～2031年度)

令和4年3月
日高市市民生活部産業振興課

目次

1、概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
①背景と目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
②方針期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2、分析	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
①現状分析	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
②今後の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
③財政見込み	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3、施策の展開	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
①基本施策1 遠足の聖地との連携	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
②基本施策2 ゼロカーボンシティの推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
③基本施策3 森林の保全	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
④基本施策4 人材の育成	・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1、概要

①背景と目的

森林は、木材生産のみならず国土の保全に役立つとともに、水源のかん養や大気の浄化、生活環境の保全など様々な役割を果たしています。

近年、都市化の進展に伴い、市民と協働による森林を保全しようとする動きや森林空間を自然体験の場、教育の場、散策やレクリエーション活動の場として利用するなど、森林に対する市民の要請はこれまで以上に多様化してきています。

国では、パリ協定の枠組みのもと温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとしています。

この森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定に基づき用途を限定しており、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

よって、この用途に関する施策を明確にするため基本方針を定め、適切に運用していくことが必要となります。

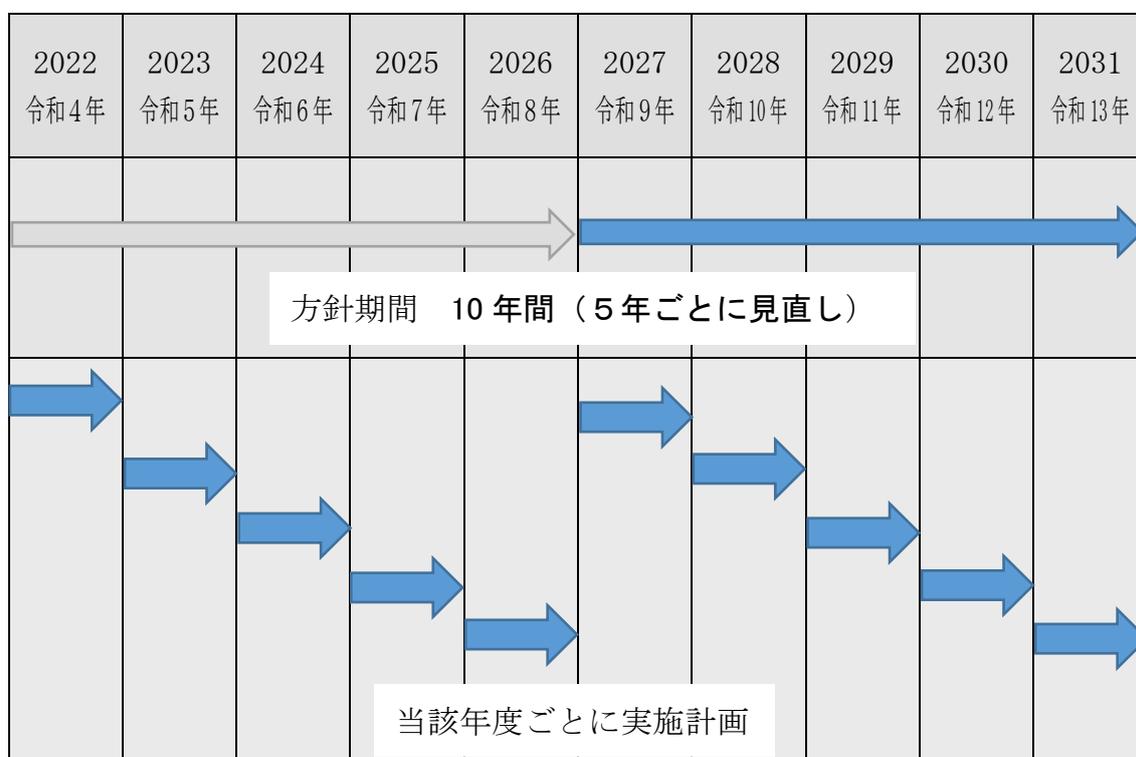
②方針期間

方針期間は令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とし、森林の現況や制度変更により変動が生じることを鑑み、5年ごとに見直しを行います。

「3、施策の展開」に掲げる重点に関連する事業の実施においては、当該年度ごとに実施計画を策定します。

実施計画では、業務名及び業務内容、業務数量、予算を記載した実施業務と実績数量、決算を記載した実績を定めます。

この実施計画を用途の公表に使用するとともに、第6次日高市総合計画に基づき定めた林業振興事業の事務事業評価の際に、PDCAサイクルによる評価を行うこととします。



2、分析

①現状分析

本市は、埼玉県南西部地域にあり、地勢は秩父山地の外縁部に当たり、市西部の山地と高麗丘陵、東部の台地に大別され、高麗川が山地と高麗丘陵、台地の間を西から東に流れている。総面積は 47.48 k m² で市域の約 70% が平野で占められています。

本市の森林面積は総面積の約 24% に当たる 1,128 h a で、全てが民有林であり、その内、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林整備計画対象面積は 1,125 h a となっています。

今後は、森林整備計画対象となっている森林を中心に、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採と作業路網の整備を推進することが必要ですが、意欲と能力のある林業経営体が市内に存在しないことが課題です。

②今後の状況

令和 4 年度に森林法に基づく日高市森林整備計画の見直しを予定していることから、本基本方針との整合を図ります。

日高市森林整備計画に大幅な見直しが見込まれた場合には、本基本方針における施策の展開の見直しを行う必要があります。

将来的には、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく経営管理権集積計画の策定を視野に入れた施策の展開を検討することになると考えられます。

また、現状考えられる課題の解決に向けた対策を検討していきます。

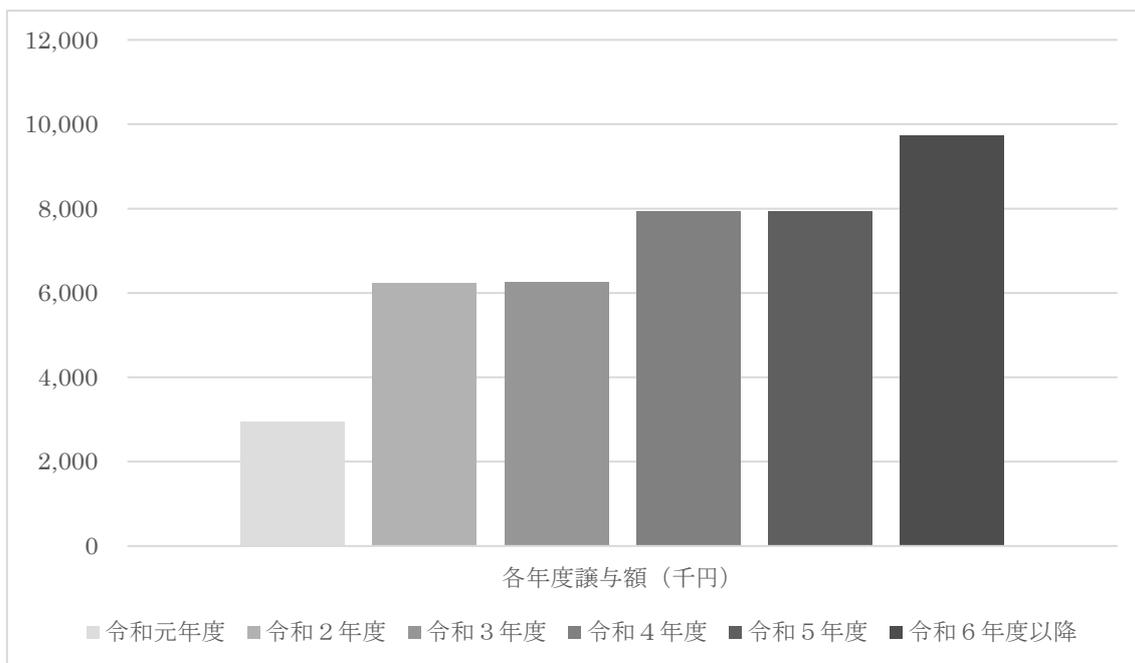
③財政見込み

森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による割合によって額が決定します。

令和5年度(2023年度)までは段階的に引き上げられて譲与されますが、令和6年度(2024年度)から森林環境税の導入に伴い、割合により決定された額の全額が譲与されることになります。

以下のグラフは、本市の森林環境譲与税額を示したものであり、令和6年度(2024年度)以降は、ほぼ同額が譲与されます。

なお、当該年度の実施計画において支出できなかった森林環境譲与税は、森林環境譲与税基金に積み立てることとします。



3、施策の展開

①基本施策1 「遠足の聖地」との連携

平成29年4月に、本市が持つ豊かな自然と歴史ある文化を、次の世代に継承し「住み続けたい、来てよかった、住んでみたいと思っただけのまち」を目指し、「遠足の聖地」を宣言しました。現在、第2期遠足の聖地プロジェクト推進計画を推進しており、ハイキング道等の整備を掲げています。

そこで、森林整備においても、遠足の聖地に関する環境整備と連携することで、相乗効果を図ります。

重点1 「遠足の聖地」に関する森林整備

日和田山、物見山及び高指山周辺の森林整備を行い、安全安心の確保、景観の向上及び親しまれる環境を目指します。

また、森林整備における作業広場兼遠足における休憩広場の環境整備を行い、多目的な空間を整備します。

重点2 道標や案内板の設置

周辺の森林整備において発生した木材を活用して、道標や案内板を設置します。

将来的には、啓発イベントの一環として、木工体験活動により道標や案内板の作成を行います。

②基本施策2 ゼロカーボンシティの推進

令和3年2月に、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会において、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を生かしながら、市域を越え、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

そこで、本市面積の24%を占める森林の整備は、ゼロカーボンシティの推進に向けて重要であることから、取組を強化します。

重点1 森林の整備

作業道や作業場の作設、維持管理及び環境整備を実施することで、森林の整備の基盤を整えます。

間伐や除伐した際の実施費用に対して、補助金を交付することで、森林整備の必要性を促進します。

また、公有地である森林については、広葉樹に樹種の転換を進めます。森林の整備の推進により、適度な樹木密度を保ち、二酸化炭素の吸収率を高めます。

重点2 木材の利用促進

地域木材及び県内産木材を利用し、公共施設の木造化や内装木質化を進めます。

また、公共施設における机及びいす等の備品についても、地域木材等を利用し製作されたものを導入します。

木材の利用促進により、炭素貯蔵効果、省エネルギー効果及び化石燃料代替効果が図られ、二酸化炭素の排出削減に寄与します。

重点3 商品の開発

地域木材等の二次的利用として、商品開発を支援します。

将来的には、乳幼児向けの木製品の開発を行い、記念品として配布します。

商品の開発の推進により、木製品の付加価値を高め、木材需要を促進することにより二酸化炭素の排出削減に寄与します。

③基本施策3 森林の保全

森林を保全することは、洪水や土砂の流出及び崩壊を防ぐとともに、大気の浄化、生活環境の保全など極めて重要な役割を果たすこととなります。

よって、様々な観点から保全を行う必要があり、森林事業に対する企画立案から病害虫対策など幅広い対応が求められています。

また、森林の持つ役割の理解を深めることを促進し、市民との協働や他自治体との連携による保全の推進を図ります。

重点1 林地台帳システムの運用

森林法に基づく地域森林計画の対象森林に関する台帳を、林地台帳システムにて管理を行うことで、森林事業に対する企画立案や保全に関する計画の策定における基礎資料となることから、適切な運用に努めます。

重点2 森林病害虫等への対策

松くい虫やカシノナガキクイムシ等による森林病害虫の被害を受けた樹木の伐倒駆除を行い、拡大を最小限に抑えます。

また、森林病害虫が発生した周辺樹木の防除対策も併せて実施します。

重点3 啓発イベントの開催

森林の整備及び保全に対する必要性を、木材との関わりを深める活動や植樹等の森林整備体験を通じて、理解の促進に努めます。

また、市内の小学生及び中学生を対象に、森林の保全から地域木材の利用までの体験授業を行います。

重点4 関係団体との連携

一定の森林区域を定め、森林の維持管理について他自治体との連携を推進し、森林の保全に努めます。

また、様々な分野において民間企業との連携も推進します。

④基本施策4 人材の育成

2020年農林業センサスの結果によると、市内で林業作業の受託を行った経営体数はなく、林業を持続可能な循環型産業、地域活力を生み出す森林活用型産業へと発展させることが必要です。

そこで、安定的に経営を継続できる意欲と能力を備えた林業事業体の育成及びこれを支える林業就業者を確保・育成するために、林業労働に関わる各種対策を効率的かつ効果的に実施します。

重点1 林業事業体への支援

地域に密着した事業体による森林整備が重要であることから、新たな組織の設立に関する支援を行います。

また、技術者等を雇用するための経費や、安全装置及び林業機械等先端技術の導入に関する補助金を交付します。

将来的には、高い生産性や収益性の実現に向けた作業体制の確立を目指します。

重点2 担い手の確保

資格を取得するための環境整備、作業の安全性向上及び若い世代の林業従事者の育成と定着率の向上等に関する支援を行い、担い手の増加を図ります。

森林や林業に関する知識及び技術の習得するための研修等を実施し、普及指導等が可能な市職員を育成します。

また、木材との関わりを深める活動に関する養成講座等への受講も促進し、地域で活躍できる人材を育成します。